

# 千葉県報

定例  
平成25年9月3日

## 主要目次

- 一 産業廃棄物処理施設変更許可申請書の提出及び縦覧
- 一 県営土地改良事業の換地処分
- 一 千葉海区における漁業の免許(二件)
- 一 内水面における漁業の免許
- 一 内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の認可
- 一 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)
- 一 平成二十五年後期技能検定の実施
- 一 特定調達公告
- 一 落札者等の公告

## 告示

千葉県告示第五百四十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

その申請書及び関係書類は、千葉県環境生活部廃棄物指導課及び君津地域振興事務所並びに富津市経済環境部環境保全課及び天羽行政センターにおいて縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請者の名称、住所及び代表者の氏名  
大平興産株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目二番二号 代表取締役 山上毅
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
富津市高津字左り沢三九五番一の一部及び三九六番一の一部
- 三 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物の最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百

号)第二条第十三号に掲げる廃棄物

五 申請年月日

平成二十五年六月十一日

千葉県告示第五百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、袖ヶ浦市の一部を受益地域とする県営横田地区土地改良事業の換地計画に係る換地処分を行った。

平成二十五年九月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第五百四十九号

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第十条の規定により、平成二十五年九月一日付で千葉海区における共同漁業、区画漁業及び定置漁業を次のとおり免許した。

平成二十五年九月三日

千葉県知事 鈴木 栄治

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
共第一号	共第一号	市川市欠真間一丁目二番二一號	南行徳漁業協同組合 ほか一組合
共第二号	共第二号	木更津市牛込七五二番地	牛込漁業協同組合
共第三号	共第三号	木更津市中島四、四一二番地	金田漁業協同組合
共第四号	共第四号	木更津市久津間一、二九一番地	久津間漁業協同組合 ほか一組合
共第五号	共第五号	木更津市中里二丁目五番二六号	木更津市中里漁業協同組合
共第六号	共第六号	木更津市中央三丁目一四番一號	木更津漁業協同組合
共第七号	共第七号	〃	木更津漁業協同組合 ほか五組合
共第八号	共第八号	富津市富津二、〇三五番地七四	富津漁業協同組合
共第九号	共第九号	富津市富津二、四三〇番地の一	新富津漁業協同組合
共第十号	共第十号	富津市川名七四九番地一	富津市下洲漁業協同組合

千葉県告示第五百五十二号  
遊漁規則一覽表(その一)

内区第四号  
内区第四号  
長生郡白子町刺金二、七二七番地  
南白亀川漁業協同組  
合

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第一項の規定により、平成二十五年九月一日付けで内水面における第五種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。  
平成二十五年九月三日  
千葉県知事 鈴木 栄治

遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	遊漁についての制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)
養老川漁業協同組合 内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則	養老川漁業協同組合 市原市国本六四番地の一	内共第一号	一 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式(1)の遊漁承認申請書の提出により、しなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。	四手網(網目の大きさが一・六センチメートル以上) 夏季におけるあゆの解禁後から三十日間は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。 あゆを対象とするル
小櫃川漁業協同組合 内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則	小櫃川漁業協同組合 君津市川俣旧押込六〇番地一	内共第二号		手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。	たも網(直径五十七センチメートル以下) さで網(端口五十七センチメートル以下) 四手網(方一・五メートル以下、網目の大きさが一・六センチメートル以上) 六月一日から三十日
湊川漁業協同組合 内共第三号第五種共同漁業権遊漁規則	湊川漁業協同組合 富津市長崎三〇三番地二	内共第三号		手釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。 六月一日から三十日間は、竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。	
夷隅川漁業協同組合 内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則	夷隅川漁業協同組合 夷隅郡大多喜町小谷松四七番地二	内共第四号		手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。	夏季におけるあゆの解禁後から三十日間は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
南白亀川漁業協同組合 内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則	南白亀川漁業協同組合 長生郡白子町刺金二、七二七番地	内共第五号		手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。	

遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の期間							遊漁の期間
	あゆ	おいかわ	うぐい	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	
女房洲(市原市飯)	六月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から九月三十日まで及び十一月一日から三十一日まで(公表は、組合及び組合が委託する高滝湖観光企業組合に掲示して行う。)	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	十月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から、三月三十一日まで(公表は、組合及び組合が委託する高滝湖観光企業組合に掲示して行う。)	アー釣りは、全区域において禁止する。
組合が標識をもって	六月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から九月三十日まで及び十一月一日から三十一日まで(公表は、組合事務所に掲示して行う。)	同上	同上	同上	同上	同上	一月一日から十二月三十一日まで	間は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
相川	六月一日から九月三十日まで	同上	同上	同上	同上	同上		
夷隅川河口から矢竹堰	六月一日から七月十五日までの間で組合が定め公表する日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで(公表は、夷隅川フィッシングパーク管理事務所に掲示して行う。)	同上	同上	同上	同上	同上	一月一日から十二月三十一日まで	
標識をもって表示した								

	<p>給) 立野下の瀬(市原市山口字立野下) 二瀬上流(市原市平沢) 般若橋上流(市原市田尾) 五反目乱杭(市原市上原) 高坂下(市原市高坂) 相川淵(市原市相川) 足ヶ谷淵(市原市大坪字足ヶ谷) 修業橋から上流(夷隅郡大多喜町会所及び栗又) 桧川(夷隅郡大多喜町栗又) 不動橋から上流の小田代川(夷隅郡大多喜町面白及び小田代) 小倉野部落町道の橋から上流の夕木川(夷隅郡大多喜町大田代及び筒森) 右区域では、四月十日から五月三十一日までの期間は遊漁をしてはならない。 小山橋から砂防ダムまで(市原市徳氏及び田淵旧日竹)</p>
<p>表示した区域では、遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。</p>	<p>右区域では、投網による遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。</p>
<p>堤(いすみ市岬町桑田字滝ノ上七七四番地)までの区域を除く内共第四号の区域では、四月一日から六月三十日までの期間は、投網による遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。</p>	<p>産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。</p>

遊漁料の額及びその納付方法		一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	体長制限(採捕の禁止)	備考
一年	一日			
あ ゆ 七千三百五十円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 四十二百円	あ ゆ 二千百円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 六百三十円	あ ゆ 二千百円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 六百三十円	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	老川橋上下流各六百メートル(夷隅郡大多喜町小田代) 右区域では、一月一日から十二月三十一日までの期間は投網による遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
あ ゆ 五千円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 四千円	あ ゆ 二千円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 四百五十円	あ ゆ 二千円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 四百五十円	同上	
あ ゆ 五千円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 四千円	あ ゆ 二千円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 三百円	あ ゆ 二千円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 三百円	こい(全長十八センチメートル以下)	
あ ゆ 七千三百五十円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 四十二百円	あ ゆ 二千百円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 六百三十円	あ ゆ 二千百円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 六百三十円	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	
あ ゆ 七千三百五十円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 四十二百円	あ ゆ 二千百円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 六百三十円	あ ゆ 二千百円 おいかわ うぐい こ い ふ な うなぎ わかさぎ 六百三十円	同上	

遊漁料の納付場所等	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	特別遊漁料の額（投網、四手網、たも網及びさで網）	一日
養老川漁業協同組合（市原市国本六四番地の一）及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を付加して得た額とする。	無料（年齢六十五歳以上の者を除く。）	無料	あゆ おいかわ うぐい こい ふな うなぎ わかさぎ 一万五百円	
小櫃川漁業協同組合（君津市川俣旧押込六〇番地一）及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に二百円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額	無料（組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。）	あゆ にじま おいかわ うぐい こい ふな うなぎ わかさぎ 七千円	あゆ にじま おいかわ うぐい こい ふな うなぎ わかさぎ 三千円
湊川漁業協同組合（富津市長崎三〇三番地二）及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	同上	同上	あゆ おいかわ こい ふな 八千円 （四手網、たも網及びさで網を除く。）	
夷隅川漁業協同組合（夷隅郡大多喜町小谷松四七番地二）、夷隅川フィッシングパーク管理事務所（夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一）及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	同上	同上	あゆ おいかわ うぐい こい ふな うなぎ 一万五百円 （四手網、たも網及びさで網を除く。）	
南白亀川漁業協同組合（長生郡白子町刺金二、七二七番地）及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	同上	同上	こい ふな うなぎ 四千円 （四手網、たも網及びさで網を除く。）	

<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>一 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式(2)の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>二 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>漁料は、右欄の遊漁料に三百円を付加して得た額とする。</p>						
<p>県内共通遊漁の承認等に関する事項</p>	<p>一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者が、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けた場合は、ア表に記載する各々の漁業権の遊漁料を納付し、当該遊漁の承認を受けた者とみなす。</p> <p>ア表</p>							
<p>遊漁に際し守るべき事項</p>	<p>漁場の区域(漁業権の免許番号)</p> <p>養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、与田浦(内共第九号)、利根川(内共第十号及び内共第十一号)</p> <p>イ表</p> <table border="1"> <tr> <td>魚種</td> <td>漁具漁法</td> <td>遊漁料(一年)</td> </tr> <tr> <td>あゆ及びびにじますを除く漁業権の内容</td> <td>手釣及び竿釣</td> <td>六千円</td> </tr> </table>	魚種	漁具漁法	遊漁料(一年)	あゆ及びびにじますを除く漁業権の内容	手釣及び竿釣	六千円	
魚種	漁具漁法	遊漁料(一年)						
あゆ及びびにじますを除く漁業権の内容	手釣及び竿釣	六千円						
<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>二 遊漁料の納付及び別記様式(3)の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会(千葉市中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階)、養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の二)、小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地一)、湊川漁業協同組合(富津市長崎三〇三番地二)、夷隅川漁業協同組合(夷隅郡大多喜町小谷松四七番地二)、南白亀川漁業協同組合(長生郡白子町刺金二、七二七番地)、栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)、手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外壱一、六二二番地二)、佐原漁業協同組合(香取市扇島一、八四〇番地一)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の二)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の二)及び千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店とする。</p> <p>一 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>							
<p>違反者に対する措置に関する事項</p>	<p>一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。</p> <p>二 漁場監視員は、別記様式(4)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。</p> <p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>							

試験研究等を目的とする採捕に関する事項	遊漁規則の施行年月日	遊漁規則一覽表(その二)				遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	遊漁についての制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)
試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。	平成二十五年九月一日	同上	同上	<p>栗山川漁業協同組合 内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>栗山川漁業協同組合 香取郡多古町多古一、〇三七番地</p>	内共第六号	<p>一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあつては別記様式(1)の遊漁承認申請書の提出により、しなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。</p>	<p>四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。</p>	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	
同上	同上	同上	同上	<p>手賀沼漁業協同組合及び我孫子手賀沼漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>手賀沼漁業協同組合 ほか一組合 柏市曙橋一番地</p>	内共第七号	同上	同上	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	
同上	同上	同上	同上	<p>印旛沼漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>印旛沼漁業協同組合 成田市北須賀上外埜一、六二三番地二</p>	内共第八号	同上	同上	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	
同上	同上	同上	同上	<p>佐原漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則及び内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>佐原漁業協同組合 香取市扇島一、八四〇番地一</p>	内共第九号及び内共第十号	同上	同上	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	
同上	同上	同上	同上	<p>笹川、北総及び中利根漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>笹川漁業協同組合ほか二組合 香取郡東庄町笹川五、二一四番地六</p>	内共第十一号	同上	同上	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	<p>手釣、竿釣、たも網、さで網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。</p>	



体長制限(採捕の禁止)	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の期間				
		もつし	わかさぎ	うなぎ	ふな	こい
こい(全長十八センチメートル以下)	山武郡横芝光町木戸水門から同町宮川水門までの区域では、四月十五日から五月十五日までの期間は、遊漁をしてはならない。 山武郡横芝光町宮川水門から上流五十メートル及び下流五十メートルまでの区域では、十月一日から翌年二月末日までの期間は遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。			二月一日から十月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)
同上	柏市戸張地先、同市布瀬地先、同市箕輪地先、同市五条谷地先及び我孫子市都部新田地先の禁漁標示区域では、遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	
同上	別図に示す禁漁区①から⑩までの各区域では、遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	十一月まで	同上	同上	同上	
同上	標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。			同上	同上	
同上	利根川河口堰から上流百十メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。			同上	同上	

遊漁料の額及びその納付方法	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一年	一年	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさで網)	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者 遊漁料の納付場所等
うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	こい ふな いなぎ 四百円	こい ふな いなぎ 三千円	こい ふな いなぎ 五千円	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付
	こい ふな いなぎ わかさぎ 五百円	こい ふな いなぎ わかさぎ 三千円	こい ふな いなぎ わかさぎ 七千円 (投網を 除く。)	同上	同上	手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額と
	こい ふな いなぎ わかさぎ 五百円	こい ふな いなぎ わかさぎ 三千円	こい ふな いなぎ わかさぎ 七千円	同上	同上	印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外埜一、六二二番地二)及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。
	こい ふな いなぎ 二百円	こい ふな いなぎ 千円	こい ふな いなぎ 三千円	同上	同上	佐原漁業協同組合(香取市扇島一、八四〇番地一)及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。
	こい ふな いなぎ 三百円	こい ふな いなぎ 二千円	こい ふな いなぎ 七千円	同上	同上	笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び組合指定販売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりと

<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>加して得た額とす 監視員に納付する 額の遊漁料は、右欄 の遊漁料に百円を付 加して得た額とす る。</p> <p>し、遊漁する場所にお いて漁場監視員に納付 するときの遊漁料は、 右欄の遊漁料に百円を 付加して得た額とす る。</p>						
<p>県内共通遊漁の承認等に関する事項</p>	<p>一 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式(2)の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>二 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者が、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けた場合は、ア表に記載する各々の漁業権の遊漁料を納付し、当該遊漁の承認を受けた者とみなす。</p> <p>ア表</p> <p>漁場の区域(漁業権の免許番号)</p> <p>養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、与田浦(内共第九号)、利根川(内共第十号及び内共第十一号)</p>						
<p>遊漁に際し守るべき事項</p>	<p>イ表</p> <table border="1"> <tr> <td>魚種</td> <td>漁具漁法</td> <td>遊漁料(一年)</td> </tr> <tr> <td>あゆ及びにじますを除く漁業権の内容</td> <td>手釣及び竿釣</td> <td>六千円</td> </tr> </table> <p>二 遊漁料の納付及び別記様式(3)の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会(千葉市中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階)、養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の二)、小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地の二)、湊川漁業協同組合(富津市長崎三〇三番地の二)、夷隅川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)、手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外壱一、六二二番地の二)、佐原漁業協同組合(香取市扇島一、八四〇番地の二)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の二)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川一五、二一四番地の六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の二)及び千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店とする。</p> <p>一 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならぬ。</p> <p>二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>	魚種	漁具漁法	遊漁料(一年)	あゆ及びにじますを除く漁業権の内容	手釣及び竿釣	六千円
魚種	漁具漁法	遊漁料(一年)					
あゆ及びにじますを除く漁業権の内容	手釣及び竿釣	六千円					
<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。</p> <p>二 漁場監視員は、別記様式(4)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。</p>						

違反者に対する措置に関する事項		試験研究等を目的とする採捕に関する事項		遊漁規則の施行年月日	
組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。		試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。		平成二十五年九月一日	
同上		同上		同上	
同上		同上		同上	
遊漁規則の名称		遊漁規則の名称		遊漁規則の名称	
漁業権者の名称及び住所		漁業権者の名称及び住所		漁業権者の名称及び住所	
漁業権の免許番号		漁業権の免許番号		漁業権の免許番号	
遊漁の承認及び遊漁料の納付義務		遊漁の承認及び遊漁料の納付義務		遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	
<p>遊漁規則の名称</p> <p>小糸川漁業協同組合内共 第十三号第五種共同漁業 権遊漁規則</p>		<p>遊漁規則の名称</p> <p>小糸川漁業協同組合 第十三号第五種共同漁業 権遊漁規則</p>		<p>遊漁規則の名称</p> <p>小糸川漁業協同組合 第十三号第五種共同漁業 権遊漁規則</p>	
<p>漁業権者の名称及び住所</p> <p>小糸川漁業協同組合 君津市久保二丁目一三番 一号</p>		<p>漁業権者の名称及び住所</p> <p>小糸川漁業協同組合 君津市久保二丁目一三番 一号</p>		<p>漁業権者の名称及び住所</p> <p>小糸川漁業協同組合 君津市久保二丁目一三番 一号</p>	
<p>漁業権の免許番号</p> <p>内共第十三号</p>		<p>漁業権の免許番号</p> <p>内共第十三号</p>		<p>漁業権の免許番号</p> <p>内共第十三号</p>	
<p>遊漁の承認及び遊漁料の納付義務</p> <p>一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあっては別記様式(1)の遊漁承認申請書の提出により、しなければならない。</p> <p>三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合に</p>		<p>遊漁の承認及び遊漁料の納付義務</p> <p>一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあっては別記様式(1)の遊漁承認申請書の提出により、しなければならない。</p> <p>三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合に</p>		<p>遊漁の承認及び遊漁料の納付義務</p> <p>一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあっては別記様式(1)の遊漁承認申請書の提出により、しなければならない。</p> <p>三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合に</p>	
遊漁についての制限の範囲		遊漁についての制限の範囲		遊漁についての制限の範囲	
漁具漁法の制限(使用の範囲)		漁具漁法の制限(使用の範囲)		漁具漁法の制限(使用の範囲)	
遊漁の期間		遊漁の期間		遊漁の期間	
おいかわ	うぐい	こい	ふな	おいかわ	うぐい
一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで
<p>たも網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p> <p>四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p> <p>投網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p>		<p>たも網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p> <p>四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p> <p>投網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p>		<p>たも網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p> <p>四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p> <p>投網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)</p>	
<p>あつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。</p> <p>四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。</p>		<p>あつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。</p> <p>四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。</p>		<p>あつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。</p> <p>四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。</p>	

<p>遊漁料の額及びその納付方法</p>	<p>遊漁料の額及び遊漁料の納付場所等</p>	<p>遊漁の禁止区域及び期間</p>	<p>体長制限(採捕の禁止)</p>	<p>一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)</p>	<p>特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさで網)</p>	<p>組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児</p>	<p>小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者</p>	<p>遊漁料の納付場所等</p>
<p>一日まで</p>	<p>内共第十三号の漁業権区域のうち、基点三十号(君津市人見地先周西橋下流端から下流百七十メートルの点(小糸川右岸))と基点三十一号(同左岸)を結んだ線から上流五十メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。</p>	<p>こい(全長十八センチメートル以下)</p>	<p>おいかわ うぐい こい ふな</p>	<p>おいかわ うぐい こい ふな</p>	<p>おいかわ うぐい こい ふな</p>	<p>無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)</p>	<p>一般遊漁料の二分の一に相当する額</p>	<p>小糸川漁業協同組合(君</p>
<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>遊漁承認証等に関する事項</p>
<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>津市久保二丁目一三番一 号君津市役所内)及び組 合指定販売店において納 付するときの遊漁料は、 右欄のとおりとし、遊漁 する場所において漁場監 視員に納付するときの遊 漁料は、右欄の遊漁料に 百円を付加して得た額と する。</p>	<p>一 組合は、遊漁の承認 をしたときは、別記様 式(2)の遊漁承認証を遊 漁者に交付するものと する。</p>	<p>二 遊漁承認証は、他人 に貸与してはならな い。</p>	<p>一 遊漁者は、遊漁をす る場合は、遊漁承認証 を携帯し、漁場監視員 の要求があつたとき は、これを提示しなけ ればならない。</p>	<p>二 遊漁者は、遊漁に際 しては、漁場監視員の 指示に従わなければな らない。</p>	<p>三 遊漁者は、遊漁に際 しては、相互に適当な 距離を保ち、漁業者及 び他の遊漁者の迷惑と なる行為をしてはなら ない。</p>	<p>一 漁場監視員は、遊漁</p>

漁業者の名称及び住所	遊漁規則の名称	遊漁規則の施行年月日	試験研究等を目的とする採捕に関する事項	違反者に対する措置に関する事項	
手賀沼漁業協同組合ほか 四組合	手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根及び埼玉県北部漁業協同組合内共第十四号第五種共同漁業権 遊漁規則	平成二十五年九月一日	試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	者に対し、遊漁規則の遵守に關して必要な指示を行うことができる。 二 漁場監視員は、別記様式(4)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。
遊漁の承認及び遊漁料の納付義務 漁業権の免許番号 柏市曙橋一番地 内共第十四号					
一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあつては別記様式(1)の遊漁承認申請書の提出により、しなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があることを認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。 四 遊漁者は、直ちに、					

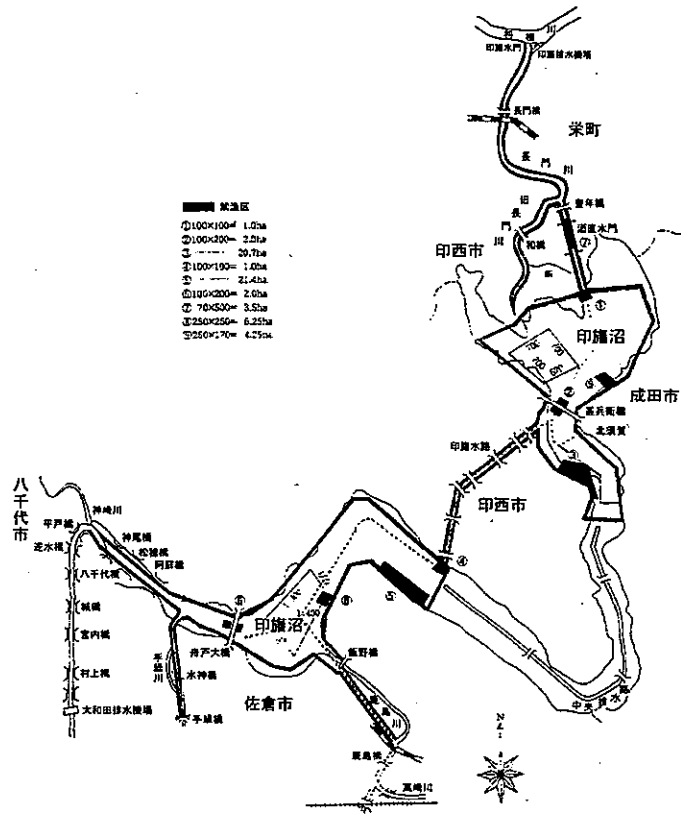
遊漁料の額及びその納付方法		遊漁料の納付場所等		制限の範囲		漁具漁法の制限(使用の範囲)		遊漁の期間		遊漁の禁止区域及び期間		体長制限(採捕の禁止)	
一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさで網)	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	うなぎ	ふな	うなぎ	ふな	うなぎ	ふな	うなぎ	ふな	うなぎ	ふな
一日 三百円	一日 二百円	一年 三千円	一年 五百円	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。
茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域に限る。

		<p>遊漁承認証等に関する事項</p>		<p>県内共通遊漁の承認等に関する事項</p>	
		<p>売店において納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。</p> <p>一 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式(2)の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>二 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>		<p>一 次の表の上欄の遊漁規則に基づき発行した遊漁承認証のうち、期間を一年とする遊漁承認証を持つ者は、同表下欄の区域において遊漁する場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。</p>	
<p>遊漁規則</p> <p>手賀沼漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>特例となる区域</p> <p>野田市地先から印西市地先までの区域(千葉県の区域に限る。)</p>	<p>印旛沼漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>
<p>新利根漁業協同組合茨内共第九号、茨内共第十号及び茨内共第十一号第五種共同漁業権遊漁規則</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>
<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>	<p>茨城県北相馬郡利根町地先栄橋から下流の区域(茨城県に限り。)</p>



<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>遊漁に際し守るべき事項</p>	
<p>一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。</p>	<p>一 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。</p>	<p>漁業権遊漁規則に(る)限</p> <p>二 埼玉県漁業協同組合連合会が発行した埼玉県内共通遊漁承認証を持つ者は、内共第十四号の漁場区域のうち埼玉県の区域内において手釣及び竿釣(リール釣りを除く。)により遊漁をする場合に限る。遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。</p>
	<p>試験研究等を目的とする採捕に関する事項</p>	<p>違反者に対する措置に関する事項</p> <p>二 漁場監視員は、別記様式(4)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。</p> <p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p> <p>試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。</p>
	<p>遊漁規則の施行年月日</p>	<p>平成二十五年九月一日</p>

別図 (印旛沼禁漁区)



別記  
様式(1) 遊漁承認申請書

遊漁承認申請書

〇〇漁業協同組合代表理事組合長 様

(住所)  
(氏名)  
(年齢)

下記のとおり遊漁の承認を申請します。

記

魚 種 ( )

漁具・漁法 ( )

遊漁区域 ( )

遊漁期間 ( )

様式(2)  
遊漁承認証

(表)	(裏)						
<p style="text-align: right;">No</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊漁者</td> <td style="width: 40%;">(住所)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間 ( )</p> <p>魚種 ( )</p> <p>漁具・漁法 ( )</p> <p>遊漁区域 ( )</p> <p>遊漁料 ( )</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">○○漁業協同組合 <span style="float: right;">印</span></p>	遊漁者	(住所)			(氏名)	(年齢)	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この証は、漁業法第129条によって当組合が定めた内共第○号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき発行するものです。</li> <li>2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。</li> <li>3 この証は、遊漁の際は必ず携帯してください。</li> <li>4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。</li> <li>5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。</li> <li>6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。</li> <li>7 発行者の捺印のないものは無効です。</li> </ol>
遊漁者	(住所)						
	(氏名)	(年齢)					

様式(3)  
県内共通遊漁承認証

(表)	(裏)						
<p style="text-align: right;">No</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊漁者</td> <td style="width: 40%;">(住所)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間 平成 年 月 日から1年間</p> <p>魚種 漁業権の内容魚種 (あゆ・にじますを除く)</p> <p>漁具・漁法 手釣、竿釣に限る</p> <p>遊漁区域 千葉県知事免許の共同漁業権内 第1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11号の区域</p> <p>遊漁料(年間) 6,000円</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">千葉県内水面漁業協同組合連合会 <span style="float: right;">印</span></p>	遊漁者	(住所)			(氏名)	(年齢)	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この証は、漁業法第129条に基づくものであり、当連合会が関係する漁業協同組合の委任を受けて発行するものです。</li> <li>2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。</li> <li>3 この証は、遊漁の際は、必ず携帯してください。</li> <li>4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。</li> <li>5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。</li> <li>6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。</li> <li>7 指定販売店等取扱者印のないものは無効です。</li> <li>8 この証の再発行はいたしません。</li> </ol> <p style="text-align: center;">取扱者 <span style="float: right;">印</span></p>
遊漁者	(住所)						
	(氏名)	(年齢)					

様式(4) 漁場監視員証

<p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">No</p> <p style="text-align: center;">漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(氏名) <span style="margin-left: 100px;">(年齢)</span></p> </div> <p>有効期間 (                      )</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">〇〇漁業協同組合 <span style="float: right;">印</span></p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁場監視員は、当組合が認可を受けた内共第〇号に係る遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。</li> <li>2 漁場監視員は、この証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</li> </ol>
---	--

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十五年九月三日から平成二十六年一月三日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年九月三日から平成二十六年一月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十五年九月三日  
 千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ユニモちはら台  
 市原市ちはら台西三丁目四番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均  
 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森裕作ほか  
 岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治ほか  
 岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号ほか
- 5 変更年月日  
 平成二十五年五月一日

二 届出年月日  
 平成二十五年八月十四日

三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十五年九月三日から平成二十六年一月三日まで縦覧に供する。